

令和6年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	2	府省庁名	財務省
対象税目	個人住民税 法人住民税 <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	協定銀行等に係る法人事業税（資本割）の特例措置の延長		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 協定銀行は預金保険機構（以下、「機構」という。）の100%出資子会社として、機構と各法に定める業務に関する協定を締結し、協定に定められた業務を行っている。 預金保険法（附則第8条）においては</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 内閣総理大臣のあっせんを受けて破綻金融機関等の事業の譲受け等を行い、その整理回収業務を行うこと ・ 機構から委託を受けて破綻金融機関等の資産の買取りを行い、その整理回収業務を行うこと <p>等が定められている。これらの業務は、破綻金融機関等の貸付債権などを適正・迅速に回収し、公的資金すなわち国民負担の最小化に寄与する重要な公的使命を負っている。</p> <p>承継銀行は預金保険法に基づき内閣総理大臣の設立決定を受けて設立されるもので、機構の子会社として、機構と承継に係る協定を締結し、協定に定められた業務を行うものである。 協定に定められた業務内容（預金保険法第94条）としては</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被管理金融機関から業務を引き継ぐため事業の譲受け等を行うこと ・ 承継銀行が保有する資産として適当であることの確認がされた資産を引き継ぐこと ・ 預金等の受払事務、資産の貸付けその他事務の実施 <p>が定められている。これらの業務は、破綻金融機関の業務を引き継ぎ、かつ、引き継いだ業務を暫定的に維持・継続し、預金者の保護及び信用秩序の維持を図ることを目的としており、重要な公的使命を負っている。</p> <p>なお、協定銀行においても、内閣総理大臣の指示により、機構と承継機能協定を締結し、承継銀行として業務を行うことが可能となっている（預金保険法附則第15条の2）。</p> <p>・ 特例措置の内容 協定銀行及び承継銀行については、令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、資本金等の額を銀行法に規定する銀行の最低資本金の額（20億円）とみなす資本割の特例措置が講ぜられており、本件は当該措置の当分の間の延長を要望するもの。</p>		
関係条文	地方税法第72条の12第2号、地方税法附則第9条第2項		
減収見込額	[初年度] — (▲52.5)	[平年度] — (▲52.5)	(単位：百万円)
	[改正増減収額] —		

<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的 預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備を図り、預金者の保護及び信用秩序の維持を目的とするものである。</p> <p>(2) 施策の必要性 日本においては、平成 23 年度以降、金融機関の破綻はないが、米国では、SNS に端を発した複数の金融機関が同時期に連続して破綻しているところ、万が一、同様の金融機関の破綻が生じた場合においても、当該金融機関が業務を行っている地域の信用秩序及び金融システムの安定が損なわれることのないよう、迅速かつ円滑な破綻処理が図られる必要がある。</p> <p>協定銀行の業務は、預金者の保護、信用秩序の維持、不良債権処理の加速、企業再生という国の事務又は事業と密接な関係を有する重要な役割を担っており、営利性はない。これらの目的達成のためには安定的な財産基盤が必要なため、事業税に係る資本割の特例措置の対象とならなかった場合、協定銀行においては、減免されなかった納税額に相当する額だけ資本金が小さくなるため、あらかじめ、当該納税による資本金の減少額に相当する額だけ多く増資しておく必要が生じることとなるところ、多額の増資に係る調整に時間を要し、迅速かつ円滑な破綻処理に支障が生ずるおそれがある。</p> <p>また、承継銀行の業務は金融機関の破綻処理において重要な役割を担っており、預金者の保護及び信用秩序の維持を図るといふ国の事務又は事業と密接な関係を有しており、営利性はない。これらの目的達成のためには安定的な財産基盤を確保することが不可欠であるが、破綻金融機関から引き継いだ業務から安定的な収入を確保することは困難である。事業税に係る資本割の特例措置の対象とならなかった場合、承継銀行においては、減免されなかった納税額に相当する額だけ資本金が小さくなるため、あらかじめ、当該納税による資本金の減少額に相当する額だけ多く増資しておく必要が生じることとなるところ、多額の増資に係る調整に時間を要し、迅速かつ円滑な破綻処理に支障が生ずるおそれがある。</p> <p>したがって、事業税に係る資本割の特例措置は、重要な公的使命を負っている協定銀行及び承継銀行が金融機関破綻時におけるセーフティネット機能を十全に発揮できるようにしておく観点から、引き続き必要である。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>なし</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	(政策目標4-2) 金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理
	政策の達成目標	金融機関破綻時におけるセーフティネット機能を十全に発揮し、ひいては金融システムを安定させること。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	当分の間
	同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標と同じ)
	政策目標の達成状況	要望内容の性格上、計数的な指標をもって具体的に示すことは困難である。
有効性	要望の措置の適用見込み	協定銀行及び承継銀行
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	協定銀行は、破綻金融機関等の貸付債権などを適正・迅速に回収し、公的資金すなわち国民負担の最小化に寄与する重要な公的使命を負っている。 また、承継銀行は、破綻金融機関の業務を引き継ぎ、かつ、引き継いだ業務を暫定的に維持・継続し、預金者の保護及び信用秩序の維持を図ることを目的としており、重要な公的使命を負っている。 協定銀行及び承継銀行の業務は、金融機関の破綻処理において重要な役割を担っており、営利性はない。本措置は、協定銀行及び承継銀行の負担を軽減させ、金融機関破綻時におけるセーフティネット機能を十全に発揮し、ひいては金融システムの安定に寄与するものとなっている。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	○国税 ・ 協定銀行が協定に基づき破綻金融機関等の事業の譲受け等又は資産の買取りにより不動産に関する権利の取得をした場合には、当該不動産に関する権利の移転の登記については登録免許税が免除されている。(預金保険法附則第22条第1項) ・ 協定銀行が協定に基づく譲受け等により取得をした土地等を譲渡した場合には、租税特別措置法に規定する土地の譲渡等には該当しない(土地の譲渡等がある場合の法人税の特別税率の非適用)とされている。(預金保険法附則第22条第2項) ・ 承継銀行が事業の譲受け等により不動産に関する権利の取得をした場合には、当該不動産に関する権利の移転の登記については、登録免許税が免除されている。(預金保険法第135条第2項、同法附則第15条の2第3項) ・ 承継銀行が譲受け等により取得をした土地等を譲渡した場合には、租税特別措置法に規定する土地の譲渡等には該当しない(土地の譲渡等がある場合の法人税の特別税率の非適用)とされている。(預金保険法第135条第3項、同法附則第15条の2第3項) ○地方税 ・ 協定銀行が破綻金融機関等から不動産を取得した場合には、当該不動産に係る不動産取得税が免除されている。(地方税法附則第10条第1項)(令和7年3月末まで) ・ 承継銀行が事業の譲受け等により不動産を取得した場合には、当該不動産に係る不動産取得税が免除されている。(地方税法第73条の7第19号)

<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	<p>なし</p>		
<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>—</p>		
<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>協定銀行は、破綻金融機関等の貸付債権などを適正・迅速に回収し、公的資金すなわち国民負担の最小化に寄与する重要な公的使命を負っており、その業務に営利性はない。 また、承継銀行は、破綻金融機関の業務を引き継ぎ、かつ、引き継いだ業務を暫定的に維持・継続し、預金者の保護及び信用秩序の維持を図ることを目的としており、重要な公的使命を負っており、その業務に営利性はない。 本措置は、協定銀行及び承継銀行の税負担を軽減し、上記業務の円滑な遂行に寄与するものであり、金融機関破綻時における円滑な破綻処理のための態勢整備を図り、預金者の保護及び信用秩序の維持を図るとの政策目的に合致するものである。</p>		
<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>【協定銀行】</p> <p>平成 31 年度 52.5 百万円 令和 2 年度 52.5 百万円 令和 3 年度 52.5 百万円 令和 4 年度 52.5 百万円 令和 5 年度 52.5 百万円</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>【承継銀行】</p> <p>平成 20 年度 0.2 百万円 平成 21 年度 0.2 百万円 平成 22 年度 0.2 百万円</p> </td> </tr> </table>	<p>【協定銀行】</p> <p>平成 31 年度 52.5 百万円 令和 2 年度 52.5 百万円 令和 3 年度 52.5 百万円 令和 4 年度 52.5 百万円 令和 5 年度 52.5 百万円</p>	<p>【承継銀行】</p> <p>平成 20 年度 0.2 百万円 平成 21 年度 0.2 百万円 平成 22 年度 0.2 百万円</p>
<p>【協定銀行】</p> <p>平成 31 年度 52.5 百万円 令和 2 年度 52.5 百万円 令和 3 年度 52.5 百万円 令和 4 年度 52.5 百万円 令和 5 年度 52.5 百万円</p>	<p>【承継銀行】</p> <p>平成 20 年度 0.2 百万円 平成 21 年度 0.2 百万円 平成 22 年度 0.2 百万円</p>		
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>① 適用総額の種類 課税標準（資本金等の額） ② 適用実績 10,000,000 千円</p>		
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>協定銀行は、破綻金融機関等の貸付債権などを適正・迅速に回収し、公的資金すなわち国民負担の最小化に寄与する重要な公的使命を負っており、その業務に営利性はない。 また、承継銀行は、破綻金融機関の業務を引き継ぎ、かつ、引き継いだ業務を暫定的に維持・継続し、預金者の保護及び信用秩序の維持を図ることを目的としており、重要な公的使命を負っており、その業務に営利性はない。 本措置は、協定銀行及び承継銀行の負担を軽減させ、安定的な財産基盤を確保することで、金融機関破綻時におけるセーフティネット機能を十全に発揮し、ひいては金融システムの安定に寄与するものとなっている。</p>		
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>前回要望時、計数的な指標をもって具体的に示すことは困難であることから、達成目標明示せず。</p>		
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>計数的な指標をもって具体的に示すことは困難である。</p>		
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 16 年度税制改正において創設（新設）され、平成 21 年度、平成 26 年度及び平成 31 年度税制改正で同措置の延長を要望し、それぞれ 5 年間の延長がなされている。</p>		